

## 鳥取県告示第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年10月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ両三柳店

米子市両三柳58-2外

### 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15

株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21

有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9

### 3 変更した事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15

変更後 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15

株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21

有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市一方228

株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市一方228

有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2

変更後 株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15

株式会社ランディーズ 代表取締役 小林 新一 岡山県津山市戸島893-15

有限会社男山 代表取締役 吉田 育史 米子市両三柳58-2

株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21

有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9

### 4 変更年月日

(1) 3(1)及び3(2)中の小売業者を加える部分 平成24年8月30日

(2) 3(2)中の既存小売業者の住所を変更する部分 平成20年5月21日

### 5 変更する理由

設置者及び小売業者の増並びに既存小売業者の住所変更があったため

### 6 届出年月日

平成24年8月31日

### 7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

### 8 縦覧に供する期間

平成24年10月2日から4月間

### 9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課